

[1]組織対応

1)開催地(自治体、受入団体、加盟団体、施設など)への対応

- 開催要項、感染予防対策 など基本情報を連携の上、承諾を得ていること。

2)危機管理体制の設定

- 事業毎の危機管理体制とフローを公開する。

3)参加選手・スタッフへの対応

- PCR 検査(出発前 7 日以内の陰性証明)を参加全選手・スタッフへの実施。
- 健康行動確認シート(前後 14 日間の体温・体調・行動)の記録・保存
- 感染予防対策(体調確認・参加見合わせ基準・感染要望対策・PCR 検査の実施)の通知と参加同意書提出
- 未成年の参加者の保護者の同意書

4)危機管理対策チーム(JTU 執行部会)への対応

- 上記対応を事業毎に提出し承認を受ける。

[2]参加選手・参加スタッフの対応(基本事項)

- WEB 動画の視聴「新型コロナウイルス感染症対策を感染の 3 要素から考える」  
<https://youtu.be/ur7yodzKBwk> (2020/11/9 コーチングシンポジウム発表内容)
- 新型コロナウイルス接触確認アプリ(COCOA)をインストールすること。  
[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/cocoa\\_00138.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/cocoa_00138.html)
- 普段から「密閉」「密集」「密接」を避け、こまめな手洗い・うがい、咳エチケットに気をつけ健康維持に努める。合宿地でも同様の行動を依頼する。
- 移動の際の留意点:公共交通機関を利用する場合はソーシャルディスタンスを保ち、混雑する時間帯・車両等を避ける。移動時は マスクを着用する。以上を留意の上、慎重に移動を行うこと。
- 健康チェックシート(体温、咳、痰、鼻汁、咽頭痛、息苦しさ、倦怠感、食欲低下、味覚異常・嗅覚異常の有無、近親者に左記の症状がないかなど)を作成し事前チェック。出発時・開催中も必ず体温チェックを行う。
- 以下の事項に該当する場合は、参加を見合わせる。
  - ア 体調がよくない場合(例:発熱・咳・鼻汁・咽頭痛・息苦しさ・倦怠感・食欲低下・味覚異常・嗅覚異常などの症状がある場合)。
  - イ 同居家族や身近な知人に感染が疑われる方がいる場合。
  - ウ 過去 14 日以内に政府から入国制限、入国後の観察期間を必要とされている国、地域等への渡航又は当該在住者との濃厚接触がある場合。
- マスクを持参すること(参加受付時や着替え時等の、練習を行っていない際や会話をする際にはマスクを着用すること)。
- 対人距離(できるだけ2m以上)を確保すること。(障がい者の誘導や介助を行う場合を除く。)
- 合宿地では感染防止のために主催者が決めたルールに従うこと。
- 行動記録:大会前後14日間の出向いた場所、同行者について、特に人混みに入る場合だけでも可能な範囲で記録しておくことを推奨。
- 合宿終了後2週間以内に新型コロナウイルス感染症を発症した場合は、主催者に対して速やかに濃厚接触者の有無等について報告すること。

### [3]参加選手・参加スタッフの対応(練習活動中)

- その地域もしくは施設の方針やルールに従うこと。
- 周囲の方々への気遣いを忘れないこと。
- トレーニングを行っていない時は、マスクを着用する。
- トレーニング中の不要な私語は慎む。
- 唾や痰を吐くことは行わない。
- ウェイト器具などを利用の際は、施設の条件に準じながらアルコール消毒を行うこと。
- 飲み物、タオル等の他人との共有禁止。
- 頻繁に手洗い・手指のアルコール消毒を行うこと。

### [4]メディカル体制の準備

- 地域の保健所ならびに受入医療機関へ体制確認。
- 感染が疑わしいケースへの対応策の準備。

#### <対応フロー>

- ① 合宿主催者新型コロナウイルス感染症対応連絡先の明示。
- ② 感染症対応担当者(医療関係者が望ましい)の設定。
- ③ 原則として直接対面しての対応は行わず、電話で対応する。
- ④ 自宅またはホテルの居室にて体温ならびに症状の確認。
- ⑤ 直接対応が必要な場合は専用隔離スペースを用いる(後述)。この際には、できれば 医療関係者が、標準予防策の上で、体温測定に加えて血中酸素飽和度の測定も行うことが望ましい。
- ⑥ 地域の保健所または帰国者・接触者相談センターへ連絡し、指示に従う。
- ⑦ 医療機関を受診する場合、患者の移動手段確保:公共交通機関ならびにタクシーは感染拡大のリスクに配慮し、使用を控える必要がある。移動手段についても地域の保健所または帰国者・接触者相談センターの指示に従う。

#### ➤ \* 以下は現時点での移動案(内容については、状況に応じて要検討)

(ケース1) 感染を疑う者が、その者の関係者[同行者、チーム仲間、コーチなど]とそれまで行動を共にしていた場合: 本人ならびに関係者全てがマスク、ゴム手袋を装着した上で、窓を開け換気した状態で関係者の車両で移動する。

(ケース2) 感染を疑う者が単独で来場していた場合: マスクならびにゴム手袋を装着した上で、感染者送迎専用車両を活動主催者で準備し、窓を開け換気した状態で送迎する。送迎した場合は使用前後に車内の十分な清掃ならびに消毒を行う。

- ⑧ 感染を疑う者の行動記録を入手し、地域の保健所または帰国者・接触者相談センター(※)に連絡する。

※帰国者・接触者相談センター(厚生労働省)

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou\\_iryuu/covid19-kikokusyasessyokusya.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/covid19-kikokusyasessyokusya.html)

- ⑨ 危機管理対策チームで情報を共有し、その後の対応について協議する。情報共有のタイミングは感染を疑う者から相談を受けた時点とし、その後適宜情報共有する。

- ⑩ 隔離対策の準備 感染を疑う者が直接活動責任者を訪ねてきた場合に備え、専用の隔離スペースを準備する。夜間などでオープンスペースでの隔離対応が困難な場合には隔離できる部屋を準備する。この理由は、密閉された空間での対応は感染拡大の原因となる可能性があるからである。

#### [5]その他の留意事項

主催者は、万が一感染が発生した場合に備え、個人情報の取扱いに十分注意しながら、活動当日に参加者より提出を求めた書面について、保存期間(少なくとも1ヵ月以上)を定めて保存しておくこと。また、活動終了後に、参加者から新型コロナウイルス感染症を発症したとの報告があった場合や地域の生活圏において感染拡大の可能性が報告された場合の対応方針について、開催自治体の衛生部局とあらかじめ検討しておくこと。

(参考1)内閣官房『新型コロナウイルス感染症対策』移行期間における都道府県の対応 について 2020.5.25

[https://corona.go.jp/news/pdf/ikoukikan\\_taiou\\_0525.pdf](https://corona.go.jp/news/pdf/ikoukikan_taiou_0525.pdf)

(参考2)ITU『COVID-19 Guidelines(英和対比)』

<https://www.jtu.or.jp/wordpress/wpcontent/uploads/2020/05/3f9bc11cc84daf1d96bc126d3b4b3cac.pdf>

(参考3)JTU『COVID-19 Outbreak - Guidelines for RMDs and MDs(簡易訳)』

<https://www.jtu.or.jp/news/2020/03/18/14104/>

(参考4)日本スポーツ協会 スポーツイベント再開に向けた感染拡大予防ガイドライン について 2020.5.14

[https://www.mext.go.jp/sports/b\\_menu/sports/mcatetop01/list/detail/jsa\\_00021.html](https://www.mext.go.jp/sports/b_menu/sports/mcatetop01/list/detail/jsa_00021.html)

(参考5)首相官邸『新型コロナウイルスお役立ち情報』 [https://www.kantei.go.jp/jp/pages/coronavirus\\_info.html](https://www.kantei.go.jp/jp/pages/coronavirus_info.html)

(参考6)厚生労働省『新型コロナウイルス感染症について』

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708\\_00001.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708_00001.html)

(参考7)厚生労働省『新型コロナウイルス感染症についての相談・受診の目安について』

<https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/000596978.pdf>

(参考8)厚生労働省『国民の皆さまへ(新型コロナウイルス感染症)』

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431\\_00094.html#yobou](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00094.html#yobou)

(参考9)厚生労働省『新しい生活様式』

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431\\_newlifestyle.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_newlifestyle.html)

(参考10)分科会から政府への提言 感染リスクが高まる「5つの場面」と「感染リスクを下げながら会食を楽しむ工夫」  
令和2年10月23日(金) 新型コロナウイルス感染症対策分科会

[https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/ful/bunkakai/teigen\\_12\\_1.pdf](https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/ful/bunkakai/teigen_12_1.pdf)

## <緊急事態発生時の対応>

(JTU リスク管理規程 に 準ずる)

[https://www.jtu.or.jp/wordpress/wp-content/upload\\_pdf/RiskManagement.pdf](https://www.jtu.or.jp/wordpress/wp-content/upload_pdf/RiskManagement.pdf)

<緊急事態発生>



<現地担当者> ⇨ <管理責任者>



① 人命救助を最優先とする。 ② (必要に応じ) 官公署へ連絡する。



<JTU 事務局> ⇨ <執行役員・理事会>



<関係団体 (JSC・JPC・JOC)> <所管官公庁 (スポーツ庁)>

<関連自治体・機関> <保険手続き>

## <事業実施にかかる審議体制>

[1] 事業継続実施継続にかかる審議体制

- 1) 方針策定：担当執行理事、対策チームリーダー、事業担当コーチ、メディカル委員長、事務局
- 2) 承認機関：危機管理チーム（業務執行部）